

令和8年度 海田町立海田小学校 生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、海田町立海田小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登校・遅刻・欠席・外出・下校)

第2条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、望ましい生活習慣づくりをするために、次のように規定する。

- (1) 登校は、集団登校とする。集合場所に集合時刻までに集まり、静かに待つ。通学路を通る。集合時刻に遅れた人を待たない。集合時刻に遅れた人は、1人では登校しない。家に帰って家の人と一緒に登校する。忘れ物に気付いても取りに帰らない。
- (2) 欠席および遅刻の場合、保護者が登校班長に、その事由を書いた連絡帳をことづける。遅刻して登校する場合は、職員室または教室まで保護者同伴とする。
- (3) 登校後は、教員の許可なく校外に出てはならない。
- (4) 終業の後、毎月配付する下校時刻一覧に記されている時刻以降に児童が学校に残ってはならない。但し、補習・指導等で残る場合は、担任等と保護者が連絡をとり、校長の許可のもと学習等を行うことができる。
- (5) 下校は、グループ下校とする。ただし、1年生は、1学期間は集団下校とする。通学路を通る。

(頭髪)

第3条 頭髪については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中できるようにするため、次のように規定する。

- (1) 髪型について
前髪は目にかからない。後ろ髪は襟にかからない。(髪が長い場合は1本または2本に束ねる。)前髪を頭頂部ではとめない。前髪を黒、紺、茶の目立たないピンでとめても良い。三つ編みは可。
(特別な事情がある場合はこの限りでない。)
- (2) 染色・脱色・着毛・整髪料・そり込み
染色、脱色、着毛、整髪料、そり込み、各種パーマは禁止とする。
(特別な事情がある場合はこの限りでない。)

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第4条 化粧・装飾・装身具・不要物について次のように規定する。

- (1) 口紅、色付き・匂い付きリップクリーム、ネイルコスメ等の化粧・装飾類の一切をしない。
- (2) ピアス・指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、カチューシャ、ミサंगा等の装身具の一切を付けない。
- (3) まゆ毛はそり落とさない。
- (4) 携帯通信機器全般、パソコン類、ゲーム類マンガ、化粧品、お菓子、刃物、危険物、その他学校での学習活動に不必要なものの持込は禁止する。
- (5) 携帯電話等を家庭の事情でやむを得ず持つ必要がある場合は、「携帯電話等持込許可願」を提出する。

(服装・持ち物等)

第5条 制服等の服装については、児童が衛生的かつ心身ともに安定した状態で学業に集中し、社会で認められる人格の基礎を養うことができるよう、次のように規定する。

(1) 服装

①上着と半ズボン、スカートは、定められた物を着用する。(制服とする)

②上着

11月から4月は必ず着用する。10月と5月は移行期間とする。ただし、上着を着ないで、セーター、ベスト、トレーナー(フード・チャック付きは不可)だけでの登校はしない。

③上着の下に着るもの

ポロシャツで、レースや飾りの無いものにする。

- ④半ズボンやスカートの長さは、極端に長いものや短いものは禁止する。(スパッツ、レギンス等が目立たないように、スカートは膝がかくれる程度の長さを基本とする。)
- ⑤学校が定める名札を左胸の位置に付ける。(着脱は学校)
- ⑥ポロシャツはズボン・スカートから出さない。
- ⑦ポロシャツの下には、衛生面、健康面を考慮し、できるだけ下着を着用する。色は白系統とし、柄物のTシャツや襟口・袖口から見える下着は禁止する。また、体操服を下着代わりにすることも禁止する。
- ⑧靴下の色は白・黒・紺の単色とする。(柄やワンポイントは可) 入学式・卒業式の際は、白色とする。
ルーズソックス、膝上のハイソックス、くるぶしまでのスニーカーソックスは怪我の危険があるため不可。
- ⑨通学靴は、白色の運動靴とする。(ライン・色つきワンポイント不可)
- ⑩登下校では、安全・紫外線対策として必ず黄色帽子を着用する。
- ⑪悪天候の場合は、長靴で登校してもよい。
- ⑫冬季について(12月から2月、11月と3月でも特に寒い日は冬季に含む)
上着と共にセーター、ベスト、トレーナー(色は白、黒、紺、グレー、カーキを基調とする。)を着用してもよい。ただし、袖や裾が上着から出ないようにする。
上着の上にジャンパー等を着用してもよいが、授業中は着用しない。ただし、体調不良のときは、連絡帳で担任に知らせ、着用してもよい。
冬季も半ズボンとスカートが基本であるが、長ズボン、スパッツ(レギンス)、タイツは可。(ただし、体育の時間は、タイツ等を脱ぎ、くつ下を着用する。)
手袋、マフラー、ネックウォーマー等の防寒用具を登下校時に着用してもよい。奇抜であったり、華美であったり、安全上問題があったりするものは禁止する。
ネックウォーマーは、口が隠れないようにする。
カイロは、学校に持ってこない。ただし、体調不良等どうしても必要な場合は、連絡帳で担任に知らせる。

(2) 体育時の服装

- ①各自で、名前を記した白色体操シャツを着用する。冬季は長袖も可。
- ②紺色のハーフパンツ。
- ③適切な長さにゴムひもが調節された赤白帽子。
- ④水泳の水着等は、別途、学校より保護者に知らせる。
- ⑤特に気温の低い日は、体操服の上に動きやすいトレーナー(色は白、黒、紺、グレー、カーキを基調としてワンポイント、ラインは可、チャックやフードは不可。)を着てもよい。
- ⑦冬季の外で体育を行う際に、授業の前後は手袋・防寒の物を身に付けても良い。授業では着用しない。

(3) 上靴

- ①白色単色とする。
- ②かかとの部分と甲の部分に名字または名字と名前を記す。

(4) 学用品等

- ①シャープペンシル等、書く又は描く学習に必要でないものは禁止する。
- ②筆箱や文具等付属する飾りは学習の妨げになる恐れがあるので禁止する。
- ③各自の学習を適切に進めることができるようにするため、鉛筆を毎日削ったり、ものさし、消しゴム等を必要だけ準備したりする。
- ④その他、学習に必要なものは適切に準備し、学習に必要なものや集団生活・学習の妨げになるもの持込を禁止する。

(校内の生活)

第6条 校内の生活については、安全、安心、児童の自立と自律を目的に次のように規定する。

(1) 授業

- ①時間を守る。(着席してチャイムを聞く)
- ②授業前後のあいさつや呼名後の返事を相手に伝わる声と態度で行う。
- ③授業妨害(私語、立ち歩き、奇声、音出し、教師の指示に従わない等)をしない。
- ④どの学習活動にも一生懸命取り組む。

(2) 休憩時間

- ①校内放送は、会話を止め、動きを止めて、静かに聞く。
- ②特別教室や、体育館、他の教室には教師の許可なく、勝手に入らない。

- ③ろうか等、安全に気を付けて右側を歩く。
- ④学校の施設や道具、草花や樹木を大切にす。器物等を破損した場合は、速やかに届け出る。破損については、故意である場合には弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ⑤特別教室等への移動は、学級でまとまり、二列または一列で黙って移動する。原則として特別教室の施錠・開錠は教職員が行う。
- ⑥校内・登下校において、一部の友人で手紙交換をしたり、プレゼント等をしたたりすることは禁止する。

(3) 保健室の利用

- ①体調がすぐれない場合の保健室の利用時間（観察・休息时间）は、1時間程度とし、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をし、保護者が迎えに来る。
- ②児童が保健室を利用する際は、必ず担任にその旨を伝える。
- ③養護教諭と担任で連携をとり、児童の体調の様子から保健室での休養が必要ないと思われる児童は保健室で休養しない。

(4) 給食

- ①ワゴンの返却は教員が行い、返却時刻に遅れないように給食を終了する。
- ②衛生・健康・保健上の教育的目的を達成するために、児童のアレルギーや宗教上のタブーに配慮しながら、量を調整した上で給食を食べさせる指導が行われる。しかし、時間を大幅に過ぎて、児童がワゴン返却場所へ個別に食器を片付けることはしない。

(5) 掃除

- ①掃除開始時刻までに掃除場所に移動し、掃除に関係の無いことは喋らない。
- ②時間いっぱい丁寧に掃除を行い、掃除道具を整理して片付ける。
- ③雑巾は、流しで直接洗わず、バケツを使用する。

(6) 教育相談

児童・保護者が相談したいことがある場合、会議室等で担当教員や管理職、生徒指導主事、SSR担当、養護教諭等と相談することができる。また、学校は校外の相談機関も紹介する。

(7) その他

部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、事務室または職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、警告したにもかかわらず、校外に移動しない場合、学校は警察に通報する。

第3章 校外での生活に関すること

(家庭・地域での生活)

第7条 家庭・地域では、次の事項を守り、安全・安心かつ健全に生活ができるようにする。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時刻を家族に伝える。
- (2) 児童だけで校区外（海田児童館、海田町立図書館は除く）に出ない。
- (3) 児童だけでの、大型スーパー、ゲームセンター、ゲーム販売店の出入りは禁止する。
- (4) 10月から3月末までは午後5時、4月から9月末までは午後6時には帰宅する。
- (5) パソコン、携帯電話、通信ゲーム等、通信端末を使つての児童のインターネットの使用は、保護者が全ての情報を知り得た状態、適切な管理の下で使用する。
- (6) カード、ゲーム等の貸し借り、譲渡、金銭の貸し借り、おごり合いは禁止する。
- (7) 自転車は、4年生以上が交通ルール、マナーを守り、下り坂・横断歩道・線路の踏切等、安全に気を付けた上で乗ることができる。1～3年生は、保護者同伴であれば、自転車に乗る練習をすることができる。
- (8) エアガン等の飛び道具・玩具、刃物、ライター、マッチ等危険物の使用を禁止する。
- (9) 道路、線路、川、池、海、高い所では遊ばない。また、子どもだけで、危ないものがある所、工事現場、入ってはいけない所、他人が管理している所等へ行くことを禁止する。
- (10) 石や硬い物、重いものを人や車、建物、田や畑に投げることを禁止する。
- (11) 地域のルールやマナーを守る。
- (12) その他、万引き、自転車窃盗、火気乱用、無断外泊、夜間徘徊・外出等の行為や触法行為は、児童の反省・更正・成長のために警察に連携・相談・通報する。

第4章 特別な指導

(問題行動への特別な指導)

第8条 特別な指導は、児童の発達段階や問題行動の内容によって決めていく学校での反省指導のことである。

児童に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ、以後の生活に生かすための指導・援助となるようにする。問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性を考慮する。本校の定める指導段階は次の通りとする。

段階	問題行動	指導場所	指導者	備考
第一段階	①服装規定違反が繰り返される場合 ②授業中の態度に問題がある場合 ③不要物を持ち込んだ場合 ④人としてのマナーに反する言動を行った場合 ⑤登下校や道路等におけるマナー違反 ⑥いじめに関係している場合 ⑦その他、学校が教育上指導を必要とすると判断をした場合	会議室	生徒指導主事 担任	本人への説諭、および保護者への連絡
第二段階	①第一段階の指導で改善が見られない場合	会議室 校長室	校長または 教頭 生徒指導主事 担任	第一段階の指導をふまえた保護者の面談
第三段階	①第二段階の指導で改善が見られない場合 ②暴力行為（対教師、児童間、対人、器物破損） ③飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持） ④いじめに加わっている（直接加害、はやし立て、指示）場合 ⑤指導無視、暴言 ⑥家出及び深夜及び夜間徘徊・外出 ⑦金品強要、不良集団への加入及び参加、不健全娯楽や不純異性交遊 ⑧その他、法令・法規に違反する行為等、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	会議室 校長室	校長または 教頭 生徒指導主事 担任	第二段階までの指導をふまえた学校からの懲戒（別室指導等）及び場合によっては、教育委員会・関係諸機関・警察と連携

反省指導の期間等の決定は、児童の発達段階等を総合的に判断し、校長が行う。

第5章 その他規程に関すること

(規程の周知)

第9条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等で、直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(1) 学校に来校しない保護者に対しては、必要に応じて家庭訪問を行う。

(2) 本規程とは、別途「海小スタンダード」「海田小学校のきまり」「身だしなみの決まり」等により、児童が理解しやすいようにしたり、詳細を規定したりする。

附則

- 1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日に一部改訂する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日に一部改訂する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日に一部改訂する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日に一部改訂する。
- 6 この規程は、令和3年4月1日に一部改訂する。
- 7 この規程は、令和4年4月1日に一部改訂する。
- 8 この規程は、令和5年4月1日に一部改訂する。

- 9 この規程は、令和6年4月1日に一部改訂する。
- 10 この規程は、令和7年4月1日に一部改訂する。
- 11 この規程は、令和8年4月1日に一部改訂する。